

ダイオキシン類の環境基準の一部を改正する告示について



環境省は、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示第68号）の、一部を改正する告示を公布し、平成21年4月1日より施行となりました。

また、本告示における、土壌中の測定方法の一部改正案について、平成20年12月25日から平成21年1月24日まで意見募集を実施した結果及び本改正により追加された測定方法の具体的な手法を定めたマニュアル等についても公表されました。

改正の概要としては、土壌中のダイオキシン類の測定を効率化するため、従来の測定方法よりも低コストで迅速に測定できる方法として、「土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル」が定められました。

当社では、上記簡易測定法にいち早く対応できるようデータ取りを進めております。

また、上記以外にも公定法に基づく各種媒体（排ガス、燃え殻、飛灰、排出水、一般環境大気、土壌、底質、環境水、地下水、作業環境、原水、浄水など）のダイオキシン類の分析が可能です。

資料 2009年3月31日付 環境省 報道発表資料

クロマト分析箇所 山下右祐